

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月28日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

香川県監査委員規程第2号

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

香川県監査委員事務局規程（昭和47年香川県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(専決) 第5条 略 2 略 (1) 主幹以下の職にある者の年次休暇、病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。） <u>、特別休暇及び介護時間並びに部分休業の承認等</u> をすること。 (2)・(3) 略	(専決) 第5条 略 2 事務局次長は、次に掲げる事項（以下「事務局次長専決事項」という。）を専決することができる。 (1) 主幹以下の職にある者の年次休暇、病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。） <u>及び特別休暇並びに部分休業の承認等</u> をすること。 (2)・(3) 略

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。